

# 焼却行為からの火災が多発しています！

例外を除き、「**野焼き**」は法律で禁止されています。



空気が乾燥する季節や強い風が吹く時は、大規模な火災（貴重な森林資源や家屋への被害）へ発展する危険性が高くなることから、下記の点に留意し火災予防にご協力をお願いします。

## (焼却行為実施時の留意事項)

- ①例外として焼却する場合であっても、消火用具を確実に準備をする。
- ②乾燥注意報、強風注意報等の発表時は、焼却行為をしない。
- ③一度に多量、広範囲の焼却は、延焼拡大の危険があるので避ける。
- ④焼却行為中は、その場を離れない。
- ⑤その場を離れるときは、火が完全に消えたことを確認する。

※焼却行為を実施する前には、

**必ず「火災と紛らわしい煙又は火災を発生おそれのある行為の届出書」**

を消防署に提出してください。



(注) 廃棄物の焼却は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で原則禁止されています。「禁止の例外」とされている焼却を行う場合は、各市町村役場に事前相談のうえ、消防署へ届け出るとともに、火災にならないように、火の取扱いには十分な注意をお願いします。



## 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(抜粋)

(焼却禁止)

第16条の2 何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。

(罰則)

第25条第1項第15号 第16条の2の規定に違反して、廃棄物を焼却した者  
5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金、又はこれを併科する。

奈良県広域消防組合では、広報を強化するとともに、管内市町村、関係機関と連携しながら「火災ゼロ」に向けて火災予防対策を推進しています。



奈良県広域消防組合

NARA WIDE AREA FIRE DEPARTMENT since 2014